

6 審査結果の意見・講評

審査結果の概要は、「第4 審査の結果」に記載したとおりである。

会計処理や決算事務について、その一部に事務処理の誤りが見られ、決算書や決算附属書類の修正を求めたものがあつたが、それ以外は適正に行われているものと認めた。

決算審査に当たっては、地方公営企業法に規定される「経済性の発揮と公共の福祉増進」という経営の原則に従って運営されているかを基本的観点として審査を行った。本市の水道事業の経営に関して、これまで述べてきた意見も踏まえ、平成25年度の水道事業決算審査の結果について、次のとおり意見・講評を行う。

(1) 決算主要数値からみた意見・講評

ア 経営成績及び財政状況について

平成25年度は、純利益が約6億2,500万円と、前年度より3,700万円あまりの増加となった。事業収益(総収益)は、前年度と比較して700万円近く増加し、事業費用(総費用)は約3,000万円減少した。

水道事業の収入の根幹である水道料金収入は、前年度に比べ、1,600万円あまり減少した。この主な要因は、大山ダムの供用開始に伴い、西部配水場からの分水量が減少したことによる。また、節水意識の高まりや節水型機器の普及などもあり、給水戸数は増加したが、料金水量は減少し、分水以外の料金収入も減少した。事業収益が増加したのは、旧江上配水場の跡地や不用となった車両及び水道メーターの売却に伴い、約2,800万円の固定資産売却益が発生し、特別利益が増加したためである。

一方、営業費用は、大山ダムの供用開始等に伴い、福岡県南広域水道企業団からの受水費が増加したものの、窓口業務の包括委託等に伴う人員減や職員給与減額支給措置などにより人件費が減少したこと、また、前年度でマッピングシステムの構築にかかる業務委託が終了し、本年度の委託料が減少したことなどにより減少した。

これらの結果、純利益は6億円を超えたが、前述のとおり、特別利益や職員給与減額措置といった、一時的な要因による影響が大きいともいえる。料金収入が伸び悩む中での収益確保には、費用の抑制が不可欠であるので、一層の経営効率化に努められたい。

資本的収支では、資本剰余金が前年度の約2倍にあたる約6億6,600万円と大きく増加した。これは、国の経済対策に伴う交付金等が増加したためである。一方で、建設改良費は、田主丸整備事業や浄水場の耐震化事業の実施により約20億5,000万円(前年度比25.8%増)となった。これらの結果、収支差引では約22億2,000万円の不足となり、減債積立金や内部留保資金等で補てんするほか、一時借入金(起債前借)をもって措置された。

財政状況を見ると、流動資産は減少したものの固定資産が増加した結果、資産全体としては、前年度比 1.5%増加した。負債では、流動負債のうち、一時借入金は大きく増加したが、未払金や預り金が減少したことで前年度並みとなり、負債全体では、ほぼ横ばいとなった。資本の増加は、剰余金が前年度比 4.9%増加したことが大きい。

平成 21 年度には約 97 億 8,500 万円の残高であった企業債は、その後、借入を抑制したことで毎年度減少し、本年度は約 68 億 9,500 万円となった。ただし、本年度は企業債の借入れ予定のうち、7 億 9,100 万円を起債前借としたため、流動負債の増加要因となっており、翌年度、本借りとして借り替えた時点で企業債として計上されることとなる。現在は低金利であるが、企業債は有利子負債であるため、金利動向も踏まえた適切な企業債残高の管理を行われたい。

イ 経営指標の動きについて

主な経営指標の状況については、「5 経営指標について」に記載したとおりであり、掲載した 23 指標のうち、前年度と比較して好ましい方向へ動いたものが 15 指標、好ましくない方向へ動いたものが 5 指標、変動がないものが 3 指標で、全体的には良好な数値といえる。

長期的健全性について示す 5 指標のうち、「固定資産構成比率」「固定資産対長期資本比率」は、前年度に続き、好ましくない方向に動いている。これは、建設改良工事に伴う固定資産の増加などの影響と考えられる。その他の指標は、好ましい方向に動いており、他市との比較においても良好といえる。

短期的支払能力について示す 3 指標は、現金・預金の減少等により、本年度も数値が低下している。他市と比較すると低い数値となっているが、企業債の借入抑制の方針のもとで資金管理が行われており、それぞれの数値自体は、望ましいとされる基準を上回っている。

資産・資本の有効利用等について示す 3 指標は、いずれも他市と同程度の数値となっている。「当年度減価償却率」の数値が低下したのは、田主丸地区の給水開始に伴い、建設仮勘定から本勘定に振り替えられた資産の増加などの影響による。

利益率・収益性について示す 4 指標は、好ましい方向に動いているか前年度と同じである。他市との比較においても良好で、経営努力の結果ともいえる。

企業債に関連する経営状況について示す 5 指標は、元利償還金が減少したことや、減価償却費の増加等により、いずれも前年度より良好な数値を示している。

職員に関連する経営状況について示す 3 指標は、前年度に続き、すべて前年度より良好となった。これは、人員削減や、それらに伴う職員給与費が減少したことなどによるが、他市との比較においては、まだ良好とはいえない。

ウ 受水費抑制の取組について

大山ダムの供用開始に伴い、本年度以降、福岡県南広域水道企業団から基本水量(一日最大供給水量)である 46,000 m³/日の受水が可能となったが、このことは、もともと給水能力に十分な余裕をもっていた本市においては、受水費の増大につながる経営上

の大きな課題になっている。

受水費については、前年度に、同企業団との間で協議がなされ、これまでの責任水量制を改め、二部料金制が採用された。責任水量制であれば、9億9,000万円あまりの費用負担となるところであったが、新たな料金体系では、受水費用を8億8,000万円あまりに圧縮できることとなった。また、本年度は、二部料金制となったことから、藤山配水場や西部配水場から適切な配水を行いながらも、受水量をさらに減量するための技術的な水量調整が行われた。この取組の結果、当初の増加見込みに比べ、約470万円の受水費が抑制された。

受水費は、毎年度発生する経費であり、本市水道事業にとって大きな負担となるものである。小石原川ダム完成後は、さらなる受水費の増大が見込まれていることから、将来的な水需要の動向も踏まえた上で、今後も、あらゆる面での経営の改善に努められることに期待したい。

エ 田主丸地区への上水道普及について

平成20年度に給水区域とされた田主丸地区における上水道整備事業は、送水管の布設完了を受けて、24年度からは、前期第1期の配水管整備に着手されている。本年度も、簡易水道から上水道への統合を行う隈・富本地区とともに公共施設等への給水を中心に配水管などの整備が行われている。そのうち、本年度10月には、簡易水道から切り替えられた隈地区などで給水が開始され、事業所と一般家庭用の合計で約80戸が接続を終えている。

田主丸地区水道施設整備計画では、約121億円の事業費が見込まれており、今後、民生用の上水道普及のための配水管等の整備工事が進められる。上水道の整備については、経済性や効率性を考慮し、下水道整備との連携を図った普及計画に基づいて推進するとされているが、多額の資本的支出を伴う事業である。普及活動に対する動向や水道事業全体の収支状況を踏まえ、整備計画の調整を図ることも含めて、進められたい。

(2) 会計・決算事務に関する意見・講評

会計処理及び決算事務については、おおむね適正に執行されていた。その一部において、本年度の収益とすべき手数料のうち、翌年度分として取り扱ったものがあったほか、決算附属書類において、口径別有収水量の集計誤り及び許認可事項や交際費決算額等の確認漏れにより、決算附属書類の記載を誤ったものがあった。その他、契約に関する事務処理については是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、再発防止のために、継続して職員の指導にも努められたい。

(3) その他の意見・講評について

ア 料金制度について

現在、本市の水道事業の収益的収支においては、一定幅の純利益が確保されている。しかしながら、近年、水道事業は、全国的に普及拡大の時代から維持や更新の時代に入ったといわれており、今後の有収水量の伸びが期待できない中で、日常的な維持管理は当然のこと、老朽化していく施設や設備の更新、耐震化など自然災害に対する危機管理も必要とされている。したがって、こうした事業を的確に行うための資金計画が、この先より重要になってくる。

水道料金は、営業にかかる費用に支払利息や資産維持費を加えた総括原価方式により算定し、基本料金と従量料金に区分して設定するのが基本とされ、本市でもこの原則に基づいて料金が設定されている。現行料金は、平成20年4月1日に、広域合併に伴う調整も含め、それまでより平均で5.3%の値下げ改定がなされたもので、その料金水準は、近隣自治体との比較において、一般家庭用は低廉なものとなっている。しかし、改定の際に緩和されたとはいえ、料金体系としては、使用量が多い需要者に料金負担が重い逓増型となっている。逓増型料金とは、これまでの水需要が増加していた社会情勢を前提として、大口需要に新規水源開発や施設能力拡充等に伴う費用の上昇を反映させるという考え方による設定料金である。水需要が減少傾向にある現状においては、需要減少以上の速さで収入減を招く恐れも危惧されており、料金体系に対するこれまでの考え方自体を見直す状況になっているとも思われる。

料金体系のあり方については、企業局においてもすでに検証が始められているようであるが、久留米市においては、目標の中心に、“日本一住みやすいまち”づくりを掲げ、積極的に定住促進や企業誘致を図っていることと協調して、逓増型料金、従量料金と基本料金の配賦比率も含めた検討を、時機を逸することなく取り組まれるよう望むものである。

イ 水道事業の広域化について

水道事業は重要なライフラインであり、安全な水を安定的に供給すること、大規模な自然災害発生時においても最低限の給水能力を確保していることが必要不可欠である。前述したとおり、水需要の減少傾向が避けられない経営環境下において、老朽施設や設備の更新や耐震化、その資金確保、また、技術職員の大量退職に伴う技術の承継など深刻な課題も多いが、これらへの対応は確実に実施していかなければならない。

地方自治体での経営を原則としてきた水道事業においては、これまでも災害時において、給水や職員派遣等の応援を、近隣事業者同士で行っており、一定の広域的協力体制は確立されているものと思われる。しかしながら、企業としての経営基盤の強化を図るという観点からは、それぞれの事業者単位での施設整備や独自の経営方針に基づく事業運営が基本となっており、それらについての特段の連携や協力関係が仕組みとして築かれた状況にあるとはいえない。独立採算制をとる公営企業としての独自性は、十分認識するものではあるが、水道料金設定の前提が変わった現状から、想定さ

れる将来の姿の根底に据えて、今後の広域的な取組も必要となってくるものと思われる。

水道を取り巻く時代の転換期にある現在、中核市の水道事業者として、厚生労働省が新水道ビジョンで示す「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を基本理念に、今後も積極的に事業を展開されるよう期待したい。